

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1101	消防本部・署数	(署)	4月1日

定 義 ここでいう消防本部・署数とは，消防年報にいう消防本部，消防署及びそれらの出張所を合計したものをさす。

消防本部及び消防署は，消防組織法第9条に基づき市町村に設置される消防機関で，消防本部が消防事務全体を統括する機関であるのに対し，消防署は火災の予防，警戒，鎮圧，その他，災害の防除及び災害による被害の軽減の活動を第一線に立って行う機関である。

消防本部及び消防署の設置位置及び名称並びに消防署の管轄区域は条例で，また消防本部の組織は市町村の規則で，消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定めることになっている（同法第11条）。

参考事項

参照法令

消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）

第9条 市町村は，その消防事務を処理するため，左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

調査名又は報告書名 消防年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 92

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1102 K1103	消防職員数 消防吏員数	人	4月1日

定 義 消防職員数及び消防吏員数とは、消防年報にいう「消防職員数」及び「消防吏員数」をさす。同年報での消防職員は、消防本部及び消防署に勤務する職員で「消防吏員」と「その他の職員」から成る。

消防吏員は、主として消防活動に従事することに伴い、消防法上火災予防の措置命令、消防警戒区域の設定等の特別な権限を有している。

また、この消防吏員は、消防吏員の階級準則によって次の10階級に分けられている。

消防総監	消防司監
消防正監	消防監
消防司令長	消防司令
消防司令補	消防士長
消防副士長	消防士

その他の職員とは、消防本部・署で勤務する者のうち消防吏員を除くすべての者をいう。

調査名又は報告書名 消防年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 92

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1104	消防団・分団数	(団)	4月1日
K110401	消防団数		
K110402	分団数		

定 義 消防団数及び分団数とは、消防年報にいう「消防団数」及び「分団数」をさす。

消防団は、消防組織法第9条に基づき市町村に設置される消防機関で、消防本部、消防署と並ぶ消防機関の一つであり、主として火災の警戒及び鎮圧、その他の災害の防除及び軽減の活動に従事する機関である。

消防団の設置、名称及び区域は市町村の条例で、また、その組織は市町村の規則でそれぞれ定めることになっている(同法第15条)。消防団の組織は通常、消防団本部、分団、部、班となっている。また、消防団は、1市町村1団を原則として、大部分の市町村に設置されている。

参考事項

参照法令

消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

調査名又は報告書名 消防年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 92

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1105	消防団員数	人	4月1日

定 義 消防団員数とは、消防年報にいう「消防団員数」をさす。

消防団員は、特別職の地方公務員で地方公務員法の適用を受けず、給与・勤務条件については、市町村の条例で定められている。日常は各自の職業に従事しながら、必要の都度、召集されて消防活動に従事する者である。

これらの消防団員は、消防団員の階級準則によって次の7階級に分けられている。

団長	副団長
分団長	副分団長
部長	班長
団員	

調査名又は報告書名 消防年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 92

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1106	消防ポンプ自動車等現有数	台	4月1日

定 義 ここでいう消防ポンプ自動車等現有数とは、消防年報にいう消防本部・署現有及び消防団現有の以下の各種自動車を合計したものである。これは、消防本部、消防署及び消防団が所有し、完全に使用可能な状態にある緊急自動車である。

普通消防ポンプ自動車（B-1級以上）
 水槽付消防ポンプ自動車（B-1級以上）
 はしご付消防ポンプ自動車（ポンプ付でない車両を含む。）
 屈折はしご付消防ポンプ自動車（ポンプ付でない車両を含む。）
 大型高所放水車
 泡原液搬送車
 化学消防自動車（泡消火型、粉末型）
 指揮車
 消防艇
 林野火災工作車
 電源・照明車
 小型動力ポンプ
 （ポンプ付積載車，車両に積載していないもの，手引動力ポンプ）
 ヘリコプター
 その他の消防自動車（排煙車，破壊工作車等）

調査名又は報告書名 消防年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 92

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1107	消防水利数	(所)	4月1日
K1108	消火栓数		
K1109	防火水槽数		

定 義 ここでいう消防水利数とは、消防年報にいう消火栓、防火水槽、井戸及びその他を合計したものをさす。また、消火栓数及び防火水槽数とは、同年報にいう「消火栓数」及び容積別を合計した「防火水槽数」をさす。

なお、建物内の消火栓、スプリンクラーは消防水利数には含まれない。

消防水利は、消防水利の基準第2条第1項に規定されたものであり、消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川・溝等、濠・池等、海、湖、井戸、下水道等から成る。

消火栓、防火水槽及び井戸は、公設のもの及び消防水利として現に指定されたもの（私設）で消防上使用可能なもの（故障などで一時的に使用不能なものも含む。）をいう。

なお、消火栓については、公設消火栓、私設消火栓別にそれぞれ能力に関する基準が決められており、それを満たすものの合計数である。

その他は、消火栓、防火水槽及び井戸を除いた次に掲げるものから成り、消防水利として指定され、現に使用可能なもの（一時使用不能なものも含む。）の箇所数である。

なお、河川、海、湖等の水利の箇所数の算定に当たっては、取水可能距離の延長280mまでごとに5箇所としている。

河川・溝等	海・湖	プール
濠・池等	下水道	その他

調査名又は報告書名 消防年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 92

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1201	消防機関出動回数	回	暦年計
K1202	消防機関出動回数 (火災、救助活動、風水害等)		
K120201	消防機関出動回数(火災)		
K120202	消防機関出動回数(風水害)		
K1203	消防機関出動回数 (演習訓練、広報指導等)		
K120301	消防機関出動回数(演習訓練)		
K1204	消防機関出動回数 (警防調査、予防査察等)		

定 義 消防機関出動回数とは、消防年報にいう消防本部・署と消防団の出動回数を合計（救急による出動を除く。）したものをさす。これは、当年中に消防吏員、団員が出動したすべての出動に係る回数で、当該団体において特例的に出動している特殊な警備や公共作業等の出動も含まれる。

「出動回数」は、1指令1回を原則としている。ただし、1指令で複数の任務を行った場合、主たる任務によって種別を判断している。

同年報では出動を次のように区分している。

1 火災

建物火災及び林野火災などすべての火災消火のための出動をいい、誤報、誤認、いたずら等による出動、焼跡整理のための出動及び出火者が消防機関の到着前に消火した出動は、ここには含まれない。

2 救助活動

交通事故現場若しくは災害現場における救助又は危険排除のために出動したもののうち、災害現場に出動したもののみをいう。

3 風水害等の災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩その他異常な自然現象による災害に対する出動をいう。

4 演習・訓練等

消防機関又は関係機関と合同して行う演習、訓練で消防車両が出動したものをいう。

5 広報・指導

住民、自衛消防隊等が行う消防訓練に対する指導又は住民に対する広報活動のために出動したものをいう。

6 警防調査

水利、危険区域、対象物調査等に出動したものをいう。

7 火災調査

火災の原因、損害調査に出動したものをいう。

（ 続 く ）

8 特別警戒

火災警報発令時，火災シーズン，台風時，花火大会，祭礼，競馬，競輪，運動競技，催物，歳末等において火災等の警戒に出動したものをいう。

9 搜索

山岳遭難，水難，航空機，船舶の遭難に出動したものをいう。

10 予防査察

防火対象物のうち，消防法令により消防用設備等について規制される対象物の立入調査に出動したものをいう。

11 誤報等

誤報，誤認，いたずら等に出動したものをいう。

12 その他

警察への協力（犯人捜査，死体搜索，交通整理，警備等），焼跡処理，公共作業，危険排除，その他上記 1～11の区分に属さないものの出動をいう。

ここでは，出動回数について，「総数」，「火災」，「風水害等の災害」及び「演習訓練」を個別に収集対象としている。

その他に，「火災」，「救助活動」，「風水害等の災害」及び「搜索」を「火災，救助活動，風水害等」として，「演習訓練」，「広報・指導」及び「特別警戒」を「演習訓練，広報指導等」として，また，「警防調査」，「火災調査」，「予防査察」，「誤報等」及び「その他」を「警防調査，予防査察等」として，それぞれ合計したものも収集対象としている。

注意事項 消防年報における出動回数は，昭和55年以前の年報に掲載されたものと，56年以降の年報に掲載されたものとはその範囲が異なる。つまり，56年以降の年報の出動回数は，上記区分の「火災」から「その他」までを合計したものである。これに対して55年以前のそれは，「訓練指導」，「警防調査」，「原因調査」及び「予防査察」を除いた残りのものの合計である。したがって，時系列比較をするに際しては，注意を要する。

平成11年の「K1201 消防機関出動回数」及び「K1202 消防機関出動回数（火災、救助活動、風水害等）」には，「救助活動」の出動回数が含まれていない。

調査名又は報告書名 消防年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 92

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1205	消防機関出動延人員	人	暦年計
K1206	消防機関出動延人員 (火災、救助活動、風水害等)		
K120601	消防機関出動延人員(火災)		
K120602	消防機関出動延人員(風水害)		
K1207	消防機関出動延人員 (演習訓練、広報指導等)		
K120701	消防機関出動延人員(演習訓練)		
K1208	消防機関出動延人員 (警防調査、予防査察等)		

定 義 消防機関出動延人員とは、消防年報にいう消防本部・署と消防団の出動延人員を合計（救急による出動を除く。）したものをさす。これは、当年中に消防吏員、団員が出動したすべての出動に係る延人員である。

同一人物が複数の任務を行った場合は、主たる任務によって種別を判断し、計上している。

同年報では出動を「火災」、「救助活動」、「風水害等の災害」など幾つかの種別に区分しているが、ここでは出動延人員について、「総数」、「火災」、「風水害等の災害」及び「演習訓練」を個別に収集対象としている。

その他に、「火災」、「救助活動」、「風水害等の災害」及び「捜索」を「火災、救助活動、風水害等」として、「演習訓練」、「広報・指導」及び「特別警戒」を「演習訓練、広報指導等」として、また、「警防調査」、「火災調査」、「予防査察」、「誤報等」及び「その他」を「警防調査、予防査察等」として、それぞれ合計したものも収集対象としている。

注意事項 平成11年の「K1205 消防機関出動延人員」及び「K1206 消防機関出動延人員（火災、救助活動、風水害等）」には、「救助活動」の出動延人員が含まれていない。

参考事項 消防年報における出動の種別及び出動の範囲は、K1201（504ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 消防年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 92

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1209	救急自動車数	台	4月1日

定 義 救急自動車数とは、救急・救助の現況にいう「救急自動車数」をさす。

救急自動車は、消防法第2条第9項にいう「救急業務」を行う際に用いられ、消防法施行令第44条第2項により救急自動車には傷病者を搬送するに適した設備をするとともに、救急業務を実施するために必要となる器具及び材料を備え付けなければならないと規定されている。

参考事項

参照法令

消防法（昭和23年法律第186号）（抄）

第2条 この法律の用語は左の例による。

（中 略）

- 9 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急手当を行うことを含む。）をいう。

調査名又は報告書名 救急・救助の現況

機 関 名 総務省消防庁救急救助課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K1210	救急出場件数	件	暦年計
K1211	救急出場件数（交通事故）		
K1212	救急出場件数（一般負傷）		
K1213	救急出場件数（急病）		

定 義 救急出場件数とは，救急・救助の現況にいう「救急出場件数」をさす。
救急・救助の現況では救急出場件数を事故種別によって次のように区分している。

事故種別の区分

- 1 火災
- 2 自然災害
- 3 水難
- 4 交通事故
- 5 労働災害
- 6 運動競技
- 7 一般負傷
- 8 加 害
- 9 自損行為
- 10 急 病
- 11 その他（転院搬送，医師搬送，資機材輸送，その他）

調査名又は報告書名 救急・救助の現況

機 関 名 総務省消防庁救急救助課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K2101 K2102	出火件数 建物火災出火件数	件	暦年計

定 義 出火件数とは、火災年報にいう「出火件数」をさし、すべての火災の総件数をいう。また、建物火災出火件数とは、同年報にいう「建物出火件数」をさし、建物又はその収容物が焼損した火災の件数をいう。

火災年報では火災及びその種別を次のように定義ないしは区分している。

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの又は、人の意図に反して発生し、若しくは拡大した爆発現象をいう。（平成7年1月から火災の定義が改められ、「爆発のみで焼き損害のないもの」も含まれることとされた。）

2 火災の種別

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいう。出火者が自分で消火した場合も、火災件数には事後聞知として計上される。

「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。また、「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹と、これらの土地以外で木竹の集団的な生育に供される土地をいい、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。「原野」とは、雑草、灌木類が自然に生育している土地で人が利用していないものをいう。また、「牧野」とは、主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）をいう。

(3) 車両火災

次に区分する自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

ア 「自動車車両」とは、イの鉄道車両以外の車両で、原動機によって運行することができる車両をいう。

（続く）

イ 「鉄道車両」とは、鉄道事業法における旅客，貨物の運行を行うための車両又はこれに類する車両をいう。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

「船舶」とは、独行機能を有する帆船，汽船及び端舟並びに独行機能を有しない住居船，倉庫船，はしけ等をいう。昭和44年以後は，市町村が通常消防責任を負う船舶一般であるが，昭和43年以前は消防法の適用を受ける船舶に限られている。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。「航空機」とは，人が乗って航空の用に供することができる飛行機，回転翼航空機，滑空機，飛行船等の機器をいう。昭和43年以前は，「その他の火災」に含まれている。

(6) その他火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地，田畑，道路，河川敷，ごみ集積場，屋外物品集積場，軌道敷，電柱類等の火災）をいう。

なお，火災が2種類以上にわたった場合は，焼き損害額の大きなものの種別の方に計上されている。

調査名又は報告書名 火災年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 91

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K2103	焼損面積	(m^2)	暦年計
K210311	建物焼損床面積	m^2	
K210312	建物焼損表面積	m^2	
K210320	林野焼損面積	a	

定 義 ここでいう焼損面積とは、火災年報にいう建物焼損床面積、建物焼損表面積及び林野焼損面積をさす。建物焼損面積では、建物焼損の程度（全焼、半焼、部分焼、ぼやの別）にかかわらず、焼損した建物に係る面積をいう。

注意事項

- 1 火災年報での建物火災焼損面積（ m^2 ）と林野火災焼損面積（a）の単位は異なる。K2103では林野火災焼損面積を m^2 に換算して焼損面積を算出している。
- 2 平成7年からK210312 建物焼損表面積が新たに設けられている。

参考事項

- 1 焼損の程度は、火災年報では次のように区分している。
 - (1) 全焼
建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
 - (2) 半焼
建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。
 - (3) 部分焼
建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいう。
 - (4) ぼや
建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が 1 m^2 未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損表面積が 1 m^2 未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。
- 2 建物火災、林野火災の定義は、K2101（509ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 火災年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 91

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K2105 K2106	火災損害額 建物火災損害額	千円	暦年計

定 義 火災損害額とは、火災年報にいう「損害額」をさし、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災、爆発などすべての火災の損害額の計である。また建物火災損害額は、同報告による「建物損害額」をさす。この損害額は、火災損害をり災地における時価により算定した額で、「人的損害額」はここには含まれない。

参考事項

- 1 火災損害は、火災によって受けた直接的な損害をいい、焼き損害、消火損害、爆発損害、人的損害（火災による死者及び負傷者）に区分される。「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害を除いたものである。
- 2 火災の種別の定義は、K2101（509ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 火災年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 91

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K2107 K2108	火災り災世帯数 火災り災人員	世帯 人	暦年計

定 義 火災り災世帯数及びり災人員とは、火災年報にいう「り災世帯数」及び「り災人員数」をさす。これらのうち、り災世帯数は、被害の大小にかかわらず、焼損した建物（住宅又は併用住宅）に居住していた世帯の数をいう。すなわち、り災の程度については、収容物を含む建物の評価額に対する火災損害額によって次のように全損、半損、小損に区分されるが、ここでのり災世帯数はこれらすべてのり災世帯を合計したものである。

また、り災人員は、焼損建物に居住していた被災者数である。

・り災の区分

1 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額がり災前の建物の評価額の70%以上のものをいう。

2 半損

建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいう。

3 小損

建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20%未満のものをいう。

調査名又は報告書名 火災年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 91

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K2109	火災死傷者数	人	暦年計
K2110	火災死亡者数		
K2111	火災負傷者数		

定 義 ここでいう火災死傷者数とは，火災年報にいう「応急消火義務者」，「消防協力者」及び「その他」の死者と負傷者を合計したものをさす。

なお，火災により負傷した後48時間以内に死亡した者は，火災による死者とする。

上記の死者及び負傷者は，すべての火災による死者及び負傷者のうち，消防吏員及び消防団員を除いた者で，次に示す者も含まれる。

- 1 消防協力者
消防法第25条第2項及び第29条第5項に定める者をいう。
- 2 消防活動に関係ある者
消防法施行規則第48条第1項第3号及び第4号に定める者をいう。
- 3 応急消火義務者
消防法第25条第1項に定める者をいう。

参考事項

参照法令

消防法（昭和23年法律第186号）（抄）

第25条 火災が発生したときは，当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は，消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

2 前項の場合においては，火災の現場附近に在る者は，前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

第29条 消防吏員又は消防団員は，消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは，火災が発生せんとし，又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し，処分し又はその使用を制限することができる。

5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは，火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

（続く）

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（抄）

（消防警戒区域出入者）

第48条 法第28条第1項の命令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

（中略）

三 電気，ガス，水道，通信，交通等の業務に従事する者で，消防作業に関係があるもの

四 医師，看護師等で，救護に従事しようとする者

（以下省略）

調査名又は報告書名 火災年報

機 関 名 総務省消防庁防災課防災情報室

統計調査等の参照番号 91

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K22	火災保険	—	—

定 義 火災保険は火災によって建物や家財，商品等に生じた損害を補填することを目的として出発した損害保険の一つであるが，現在では火災のほか落雷破裂・爆発等の事故による損害についての保険金と，これらの損害を受けたため臨時に生ずる費用，残存物の取片づけ費用等を支払う。さらにこれら以外の事故や風災，水災等の自然災害（地震を除く。）による損害をも担保するものも含まれ，担保する事故によって各種の保険種類に分けられ，また，契約の対象となる建物等の用途によって物件が分けられる（次の１～３を参照）。保険期間は普通１か年であるが，１か年末満の短期契約や１か年を超える長期契約もある。

１ 火災保険の種類

- (1) 住宅火災保険
- (2) 普通火災保険（一般物件，工場物件，倉庫物件）
- (3) 住宅総合保険
- (4) 店舗総合保険
- (5) 特約火災保険
- (6) 地震保険

２ 保険の目的種類

- (1) 建物
- (2) 動産（住宅物件の場合，「家財」）
- (3) 混合

３ 物件種別

- (1) 住宅物件
住居専用に使われている建物（一戸建住宅，アパート，マンションなど）及びその収容家財など
- (2) 一般物件
住宅物件，工場物件及び倉庫物件以外の物件で例えば店舗，併用住宅，事務所，病院，旅館及び小規模な工業上の作業を行う作業場などの建物及びその収容動産など
- (3) 工場物件
工業上の作業を行う物件で，作業に使用する動力が50kW以上，電力が100kW以上及び作業人員が50人以上のいずれかに該当する工場の構内にある建物及び動産など

（ 続 く ）

(4) 倉庫物件

倉庫業者等が寄託を受けて保管する他人の貨物（保管貨物），これを収容する倉庫建物及び保管用屋外タンク・サイロなど

参考事項 損害保険とは，偶然な一定の事故によって生ずる財産上の損害を補填する目的の保険で，火災保険，運送保険，海上保険，傷害保険，自動車保険，自賠責保険，新種保険などに大別される。

調査名又は報告書名 火災保険統計

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 101

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K2201	火災保険新契約件数	(件)	年度計
K2202	火災保険住宅物件・一般物件 新契約件数	(件)	
K2203	火災保険新契約保険金額	千円	
K2204	火災保険住宅物件・一般物件 新契約保険金額	千円	

定 義

- 1 火災保険新契約件数とは、火災保険統計にいう「新契約件数」をさす。この新契約件数は、当年度中に報告のあった保険契約の件数であり、「異動解約」の保険契約件数は含まれない。

なお、新契約件数は、全損害保険会社の取り扱った次に示す火災保険の契約件数であり、各種月掛保険及び長期総合保険の契約は含まれない。

住宅火災保険

普通火災保険

総合保険

- 2 火災保険新契約保険金額とは、上記1の新契約件数に係る保険金額で、損害保険会社が保険金の支払として給付すべき金額の最高限度として当事者間に約定される金額をいう。

参考事項 住宅物件・一般物件については、K22(516ページ)を参照のこと。

調査名又は報告書名 火災保険統計

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 101

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K2205	火災保険保険金支払件数	(件)	年度計
K2206	火災保険住宅物件・一般物件 保険金支払件数	(件)	
K2207	火災保険保険金支払金額	円	
K2208	火災保険住宅物件・一般物件 保険金支払金額	円	

定 義

- 1 火災保険保険金支払件数とは、火災保険統計にいう「支払保険金件数」をさす。この件数は、当年度中に報告のあった損害保険金の支払い件数であり、当年度に契約したもののみならず、当年度以前に契約した保険契約も含まれる。
- 2 火災保険保険金支払額とは、上記1の保険金支払件数に係る保険金支払金額をいう。

参考事項 火災保険については、K22(516ページ)を、ここで対象としている火災保険の種類は、K2201(518ページ)を、それぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 火災保険統計

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 101

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3101	交通事故発生件数	件	暦年計

定 義 交通事故発生件数とは、交通統計にいう「交通事故発生件数」をさす。
 なお、物的損害のみの交通事故は、発生件数には含まれない。

注意事項 多重事故は、1 件として計上されている。

参考事項

1 ここで取り上げている交通事故は、いわゆる道路交通事故といわれているものであり、道路交通法第2条第1項第1号に規定されている道路において、車両（自転車などの軽車両も含む。）、路面電車、列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。したがって、踏切事故は計上されるが、その他の列車事故は含まれない。

2 参照法令

道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

（以下省略）

調査名又は報告書名 交通統計

機 関 名 警察庁交通局交通企画課

統計調査等の参照番号 59

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3102	交通事故死傷者数	人	暦年計
K310201	交通事故死傷者数 (乳幼児：0～6歳)		
K310202	交通事故死傷者数 (小学生：7～12歳)		
K310203	交通事故死傷者数 (高齢者：65歳以上)		
K3103	交通事故死者数		
K3104	交通事故負傷者数		

定 義 交通事故死傷者数とは、交通統計にいう「交通事故死者数」と「交通事故負傷者数」とを合計したものをさす。また、交通事故死者数及び交通事故負傷者数とは、交通統計にいう「交通事故死者数」及び「交通事故負傷者数」をさす。

交通統計での死者とは、交通事故の発生後24時間以内に死亡した者をいう。

ただし、30日以内死者を取り扱う場合は、死者を24時間死者という。

30日以内死者とは、交通事故の発生後30日以内（交通事故発生日を初日とする。）に死亡した者をいう。

30日死者とは、交通事故の発生後24時間経過後、30日以内（交通事故発生日を初日とする。）に死亡した者をいう。

負傷者とは、交通事故によって重傷又は軽傷を負った者をいう。

なお、重傷とは、30日以上（医師の診断）の治療を要する者をいい、軽傷とは、30日未満（医師の診断）の治療を要する者をいう。

ここでは、年齢が「0～6歳」、「7～12歳」及び「65歳以上」の特定年齢階級の死傷者数も収集対象としている。

参考事項

- 1 交通事故死者数のデータは、交通統計によるデータのほか、人口動態統計（陸上の交通事故とされた者から鉄道員等明らかに道路上の交通事故ではないと判断される者を除く。）によっても得られる。この両者には、交通事故の対象となる場所、死亡の認定時点など相違点も幾つかあるのでこれらを比較すると次のとおりである。

（続く）

事 項	交 通 統 計	人口動態統計
対象となる場所	道路交通法に規定する「道路」	左の道路に限定されない。
データの地域的属性	事故の発生地	事故の発生地 死者の住所地
死亡の認定時点	事故発生後24時間以内 事故発生後30日以内	事故発生後 1 年以内

2 交通事故については、K3101（520ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 交通統計，交通事故統計年報

機 関 名 警察庁交通局交通企画課

統計調査等の参照番号 59

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3201	立体横断施設数	箇所	4月1日

定 義 ここでいう立体横断施設数とは、道路統計年報にいう横断歩道橋及び地下横断歩道の設置数をさす。

立体横断施設とは、横断歩道橋及び地下横断歩道から成り、これは、歩行者を車道面より、上方又は下方に分離して両側の歩道につなぐものである。

注意事項 道路統計年報では、地方自治法第252条の19による「指定都市」の立体横断施設数は当該都道府県には計上されず、別掲となっている。

調査名又は報告書名 道路統計年報

機 関 名 国土交通省道路局企画課

統計調査等の参照番号 42

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3202 K3204	横断歩道数 信号機数	本 基	3月31日

定 義

1 ここでいう横断歩道数とは、一般国道、都道府県道及び市町村道等に設置された横断歩道の本数をさす。

なお、平成15年度以降は、いわゆるスクランブル交差点において、斜めに道路を横断することが出来る標示の部分等は本数に計上されていない。

横断歩道とは、道路標識又は道路標示により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分である。

2 ここでいう信号機数とは、一般国道、都道府県道及び市町村道等に設置された信号機の数さをす。

この信号機数は、灯器数でなく、箇所数（平成4年度以前は制御機数）で計上されている。

信号機とは、電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

参考事項 灯器とは、原則として赤、青、黄色の灯火が信号として交互に点滅するように作られた機械のことである。

箇所数とは、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が信号機の設置が必要と認めた箇所の数であり、通常1交差点1箇所となる。

制御機とは、信号機に接続して灯火をコントロールする機械であり、通常1交差点に1基設置されるが、交差点が近接している場合には、二つ以上の交差点であっても、1基で対応していることもある。

調査名又は報告書名 交通事故の状況及び交通安全施策の現況（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）で取りまとめられた報告書）

機 関 名 警察庁交通局交通規制課（データの所管）

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3203	防護さく延長	km	4月1日

定 義 ここでいう防護さく延長とは，一般国道，都道府県道及び市町村道に設けられた道路法第2条第2項第1号に規定する「道路上のさく又は駒止」のうち，主として走行中に進行方向を誤った車両が路外，対向車線又は歩道等に逸脱するのを防ぐとともに，乗員の傷害及び車両の破損を最小限にとどめて車両を正常な進行方向に復元させることを目的とし，また，歩行者のみだりな横断を抑制するなどの目的を兼ね備えた施設の総延長をさす。

参考事項 一般国道，都道府県道及び市町村道については，H7110(185ページ)を参照のこと。

調査名又は報告書名 交通事故の状況及び交通安全施策の現況（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）で取りまとめられた報告書）

機 関 名 国土交通省道路局企画課（データの所管）

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3205	歩道延長	km	4月1日
K3206	自転車専用道延長		
K3207	自転車歩行者道延長		

定 義

- 1 ここでいう歩道延長とは、道路構造令第2条第1号にいう「歩道」で、同令第11条の第1項及び第2項の規定により設置された「歩道」並びに道路法第48条の7第3項及び第48条の8第2項の規定により指定された「歩行者専用道路」の一般国道、都道府県道及び市町村道における総延長をさす。
- 2 ここでいう自転車専用道延長とは、道路構造令第2条第2号にいう「自転車道」で、同令第10条第1項の規定により設置された「自転車道」並びに道路法第48条の7第1項及び同法第48条の8第2項の規定により指定された「自転車専用道路」の一般国道、都道府県道及び市町村道における総延長をさす。
- 3 ここでいう自転車歩行者道延長とは、道路構造令第2条第3号にいう「自転車歩行者道」で、同令第10条の2第1項の規定により設置された「自転車歩行者道」及び道路法第48条の7第2項及び第48条の8第2項の規定により指定された「自転車歩行者専用道路」の一般国道、都道府県道及び市町村道における総延長をさす。

参考事項

参照法令

道路法（昭和27年法律第180号）（抄）

（自転車専用道路等の指定）

第48条の7 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分（当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限る。以下本条中同じ。）について、区間を定めて、もつぱら自転車の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

2 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もつぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

3 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もつぱら歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。

（ 続 く ）

(道路等との交差等)

第48条の8

- 2 道路等の管理者は、道路等を前条第1項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「自転車専用道路」という。)、同条第2項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「自転車歩行者専用道路」という。)又は同条第3項の規定による指定を受けた道路若しくは道路の部分(以下「歩行者専用道路」という。)(以下これらを「自転車専用道路等」と総称する。)と交差させようとする場合においては、当該自転車専用道路等の安全な交通が確保されるよう措置しなければならない。

道路構造令(昭和45年政令第320号)(抄)

(用語の定義)

第2条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分进行。
- 二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分进行。
- 三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分进行。

(以下省略)

(自転車道)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(自転車歩行者道)

第10条の2 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(続く)

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(以下省略)

調査名又は報告書名 交通事故の状況及び交通安全施策の現況(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)で取りまとめられた報告書)

機 関 名 国土交通省道路局企画課(データの所管)

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K33 K34	自動車保険（任意） 自動車保険（強制）	—	—

定 義 自動車保険は損害保険の一種であり、大きくは、自動車事故によって他人を死傷させ又は他人の財物をき損した場合の損害賠償責任の負担による損害を填補する賠償責任保険、偶然な事故によって車両に生じた損害を填補する車両保険、自動車の搭乗者が事故によって死傷した場合に保険金を支払う搭乗者傷害保険の三つから成る。このうち は多くの国において法律による強制保険となっているが、我が国でも、対人賠償保険（人身傷害に対する賠償責任保険）の分野では、一定金額を限度とする強制保険（「自動車損害賠償責任保険」、略称「自賠責保険」）が行われている。この金額を超える部分及び対物賠償保険（物的損害に対する賠償責任保険）については、保険契約締結義務のない任意保険として契約が引き受けられている。また 及び は任意保険である。

自賠責保険の保険金額（被害者 1 名当たりの保険金支払限度額）は政令に定められている。

任意自動車保険は、上記の 、 及び を合体した総合保険の形をとるのが一般的である。そのほか、自らは自動車を所有しないいわゆるペーパードライバーのための自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）がある。

なお、自動車保険の種類及び担保種目は次ページの自動車保険の種類のとおりである。

参考事項

1 自動車損害賠償保障法について

戦後の自動車の普及は目ざましく現在では米国に次ぐ世界第 2 位の自動車保有国となるまでに成長したが、その間自動車の増加は自動車交通事故の増加をもたらし、特に人身事故の増加は社会問題化するまでに到った。このため、自動車交通事故による被害者の救済制度を確立する必要に迫られ、昭和 30 年 7 月に自動車損害賠償保障法（略称「自賠法」）が制定された。この法律の制定前においては交通事故被害者の保護は不十分であったが、その理由は、第 1 に、自動車事故についても一般の不法行為の場合と同様に過失責任主義がとられていたため、被害者が損害賠償を請求するには加害者側の過失を自ら立証する必要があったが、その立証はしばしば困難であったことにあり、また第 2 に、多くの場合加害者側の賠償資力が十分でなかったことにあった。

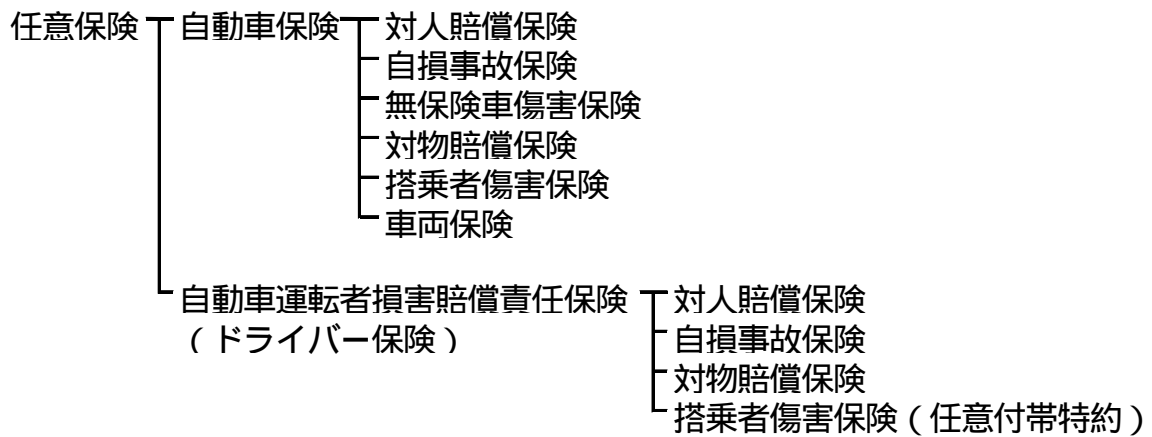
（ 続 く ）

よって、この自賠法により、人身事故につき事実上無過失責任に近い重い責任が自動車の運行供用者に課され（同法第3条）、それとともに、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の契約締結が義務付けられることにより、自動車保有者及び運転者の賠償資力の確保がはかられたのである。

2 個々の項目の詳細については、K3301～K3408（532～539ページ）を参照のこと。

自動車保険の種類

強制保険 ― 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）



調査名又は報告書名 自動車損害賠償責任保険統計
自動車保険の概況

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 102

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3301	自動車保険契約台数	台	年度計

定 義 ここでいう自動車保険契約台数とは、自動車保険の概況にいう自動車保険（任意）の「契約台数」をさす。この契約台数は、保険証券に記載され、保険契約の対象となる自動車の台数である。

なお、自動車保険の概況では、損害保険会社（外国保険会社を含む。）の取り扱った自動車保険契約（任意）を対象としているが、ここでは自動車運転者損害賠償責任保険契約（ドライバー保険）及びその他料率契約を除いたものを対象としている。

参考事項 自動車保険の種類及び定義はK33（530ページ）を、また、具体的な区分、項目符号などは上巻の基礎データ項目一覧の90ページを、それぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 自動車保険の概況

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 102

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3302	自動車保険契約保険料	千円	年度計

定 義 ここでいう自動車保険契約保険料とは、自動車保険の概況にいう自動車保険（任意）の「契約保険料」をさす。この契約保険料は、保険契約に際し、保険会社の危険負担に対する対価として、保険契約者が支払う金銭である。

参考事項 自動車保険の種類及び定義はK33（530ページ）を、自動車保険の概況で対象とする自動車保険についてはK3301（532ページ）を、また、具体的な区分、項目符号などは上巻の基礎データ項目一覧の90ページを、それぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 自動車保険の概況

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 102

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3303	自動車保険保険金支払件数	件	年度計

定 義 ここでいう自動車保険保険金支払件数とは，自動車保険の概況にいう自動車保険（任意）の「支払件数」をさす。これは，保険事故により損害が発生したときに，保険会社が金銭を支払った件数である。

参考事項 自動車保険の種類及び定義についてはK33（530ページ）を，自動車保険の概況で対象とする自動車保険については K3301（532ページ）を，また，具体的な区分，項目符号などは上巻の基礎データ項目一覧の90ページを，それぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 自動車保険の概況

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 102

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3304	自動車保険保険金支払金額	千円	年度計

定 義 ここでいう自動車保険保険金支払金額とは、自動車保険の概況にいう自動車保険（任意）の「支払保険金」をさす。これは、保険事故により損害が発生したときに保険会社が支払った金銭で、「填補金」ともいう。

参考事項 自動車保険の種類及び定義についてはK33（530ページ）を、自動車保険の概況で対象とする自動車保険についてはK3301（532ページ）を、また、具体的な区分、項目符号などは上巻の基礎データ項目一覧の90ページを、それぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 自動車保険の概況

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 102

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K330501	自動車保険普及率（車両）	%	3月31日
K330502	自動車保険普及率（対人）		
K330503	自動車保険普及率（対物）		
K330504	自動車保険普及率（搭乗者傷害）		

定 義 上記の各自動車保険普及率とは、自動車保険の概況にいう自動車保険（任意）の普及率をさす。これは、付保台数を保有台数で除したものである。

付保台数は、毎年3月末現在の有効契約台数をいう。

また、保有台数は、「自動車保有車両数・月報」による3月末現在の用途・車種別台数を合計したものをいう。その種類は、次のとおりである。

自家用普通乗用車	自家用小型乗用車
軽四輪乗用車	軽四輪貨物車
自家用小型貨物車	自家用普通貨物車
営業用普通貨物車	営業用小型貨物車
営業用乗用車	営業用バス
自家用バス	二輪車
特種・特殊車	

なお、用途車種区分中、軽四輪貨物車には軽三輪車、自家用小型貨物車には自家用三輪車と小型ダンプカー、自家用普通貨物車には普通型ダンプカー、営業用小型貨物車には営業用三輪車がそれぞれ含まれる。

参考事項 自動車保険（任意）については、K33（530ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 自動車保険の概況

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 102

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3401	自動車保険新契約台数	台	年度計
K3402	自動車保険自家用乗用車新契約台数	台	
K3403	自動車保険新契約保険料	円	
K3404	自動車保険自家用乗用車新契約保険料	円	

定 義

- 1 上記の各新契約台数とは、自動車損害賠償責任保険統計（以下「自賠責保険統計」という。）にいう「新契約台数」をさす。この新契約台数は、自動車損害賠償責任保険契約のうち、取消し分を控除した台数である。
- 2 上記の各新契約保険料とは、自賠責保険統計にいう「新契約保険料」をさす。この新契約保険料は、保険契約に際し、保険会社の危険負担に対する対価として、保険契約者が支払う金銭である（保険料等充当交付金を含む）。
 なお、新契約保険料は取消し分を控除した保険料である。
 また、自家用乗用車の計数は、自動車損害賠償責任保険の計数の内数である。

自賠責保険統計では、次のように車種を区分している。

乗合自動車 営業用 自家用	乗用自動車 営業用（タクシー） 営業用（ハイヤー） 営業用（個人タクシー） 自家用	普通貨物自動車 営業用（２トン超） 営業用（２トン以下） 自家用（２トン超） 自家用（２トン以下）
小型貨物自動車 営業用 自家用	小型二輪自動車	軽自動車 検査対象 検査対象外
特殊自動車	緊急自動車	商品自動車
特種用途自動車 特種自動車 霊きゅう自動車 教習用自動車	被けん引自動車	原動機付自動車

（ 続 く ）

注意事項

- 1 自賠責保険統計の都道府県別の数値には、離島分（沖縄県を除く。）が含まれていないので合計値と全国値は一致しない。
- 2 新契約保険料の平成13年度以前のデータについては、保険料等充当交付金を含まない。

参考事項 自動車損害賠償責任保険については、K34(530ページ)を参照のこと。

調査名又は報告書名 自動車損害賠償責任保険統計

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 102

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K3405	自動車保険保険金支払件数	件	年度計
K3406	自動車保険自家用乗用車保険金 支払件数	件	
K3407	自動車保険保険金支払金額	円	
K3408	自動車保険自家用乗用車保険金 支払金額	円	

定 義

- 1 上記の各支払件数とは，自動車損害賠償責任保険統計（以下「自賠責保険統計」という。）にいう「支払件数」をさす。これは，保険事故により損害が発生したときに保険会社が金銭を支払った件数である。
- 2 上記の各保険金支払金額とは，自賠責保険統計にいう「支払保険金」をさす。これは，保険事故により損害が発生したときに保険会社が支払った金銭である。

なお，自家用乗用車の計数は，自動車損害賠償責任保険の計数の内数である具体的な車種別区分は，K3401（537ページ）を参照のこと。

注意事項 自賠責保険統計の都道府県別の数値には，離島分（沖縄県を除く。）が含まれていないので合計値と全国値は一致しない。

参考事項 自動車損害賠償責任保険についてはK34（530ページ）を，自賠責保険統計で対象とする自動車保険についてはK3401（537ページ）を，それぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 自動車損害賠償責任保険統計

機 関 名 損害保険料率算出機構

統計調査等の参照番号 102

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4101	警察署・交番その他の派出所・駐在所数	(所)	4月1日

定 義 警察署・交番その他の派出所・駐在所数とは、警察法第53条第1項及び同条第5項の規定に基づき設置された警察署，交番その他の派出所及び駐在所の数を合計したものである。

警察署は，都道府県警察本部の下部機関として都道府県の区域を分かち，その区域内における警察の業務を処理するために置かれる機関である。ここには，通常警視又は警視正の階級にある者が警察署長として充てられ，警視總監，警察本部長，方面本部長又は市警察部長の指揮監督を受けて，その管轄区域内の警察事務を処理し，所属の警察職員を指揮監督する。警察署の名称，位置及び管轄区域については，警察機能の保持のため，一定の基準を政令で定め，その基準に従い条例で定めることになっている（警察法第53条第4項）。

交番その他の派出所及び駐在所は，警察署の下部機構として置かれる警察組織であり，警察が常に警戒体制を保持し，すべての警察事象に即応する活動を行うことを可能とするための拠点となるものである。これらのうち，交番及び駐在所は，一定の受持区域を担当し，地域社会の実態に即した活動を行う，いわば生活安全センターとしての機能を有するものである。交番は，原則として交替制の地域警察官により運用される。駐在所は，原則として駐在制の地域警察官により運用される。交番以外の派出所としては，繁華街，空港等のある地域において特に必要がある場合に設けられる警備派出所や幹線道路における都道府県境その他の要所に設けられる検問所がある。

参考事項

参照法令

警察法（昭和29年法律第162号）（抄）

（警察署等）

第53条 都道府県の区域を分かち，各地域を管轄する警察署を置く。

2 警察署に，署長を置く。

3 警察署長は，警視總監，警察本部長，方面本部長又は市警察部長の指揮監督を受け，その管轄区域内における警察の事務を処理し，所属の警察職員を指揮監督する。

4 警察署の名称，位置及び管轄区域は，政令で定める基準に従い，条例で定める。

5 警察署の下部機構として，交番その他の派出所又は駐在所を置くことができる。

（続く）

調査名又は報告書名 警察白書
機 関 名 警察庁長官官房総務課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4102	警察官数	人	4月1日

定 義 ここでいう警察官数とは、地方公共団体定員管理調査にいう「警察官数」をさす。この警察官は、警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち、警察官である常勤の職員である。

参考事項

- 1 警察官は、警察法第2条に定める警察の責務を遂行するため、一定の職務権限を付与された一般職の国家公務員又は地方公務員である。

警察の職務を行う職員のうち、一般職に属する職員を警察職員というが、それには警察官・皇宮護衛官・事務官・技官等が含まれている。そのうち、警察官については、警察法に定める権限のほか、「警察官職務執行法」を始め各種の法令によって職務権限を付与されており、上官の指揮監督を受けて警察の事務を執行する。

警察官の階級は、警視総監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の9階級とされている。

- 2 参照法令

警察法（昭和29年法律第162号）（抄）

（警察の責務）

第2条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

- 2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

（職員の人事管理）

第56条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。

- 2 前項の職員以外の都道府県警察の職員（以下「地方警察職員」という。）の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件、並びに服務に関して地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規則で定めるとされている事項については、第34条第1項に規定する職員の例を基準として当該条例又は人事委員会規則を定めるものとする。

調査名又は報告書名 地方公共団体定員管理調査

機 関 名 総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4201 K420101 K420102 K420103 K420104 K420105	刑法犯認知件数 凶悪犯認知件数 粗暴犯認知件数 窃盗犯認知件数 知能犯認知件数 風俗犯認知件数	件	暦年計

定 義 ここでいう刑法犯認知件数とは，犯罪統計書にいう「刑法犯総数（交通業過を除く）の認知件数」をさす。これは，次に示す刑法犯の認知件数から，道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪，危険運転致死傷罪分を除いたものである。

・ 刑法犯の範囲

刑法犯とは，「刑法」（道路上の交通事故に係る第208条の2及び第211条第1項の罪を除く。），「爆発物取締罰則」，「決闘罪ニ関スル件」，「暴力行為等処罰ニ関スル法律」，「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」，「航空機の強取等の処罰に関する法律」，「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」，「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」，「人質による強要行為等の処罰に関する法律」，「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」，「サリン等による人身被害の防止に関する法律」，「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」，「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

ここで認知件数とは，犯罪について被害の届出，告訴，告発，その他の端緒によりその発生を警察において認知した事件の件数である。

犯罪統計書では，上記の刑法犯のうち，刑法に基づく罪の中で主要なものについて，被害法益，犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を「包括罪種」としてまとめている。具体的に示すと次のとおりである。

（包括罪種）（罪種）

（内訳罪名）

凶悪犯	殺 人.....	殺人罪，嬰兒殺，殺人予備罪，自殺関与罪
	強 盗.....	強盗殺人罪（致死を含む。），強盗傷人罪，強盗強姦罪（致死を含む。），強盗罪・準強盗罪（強盗予備，事後強盗，昏酔強盗）
	放 火.....	放火罪，消火妨害罪
粗暴犯	強 姦.....	強姦罪，強姦致死傷罪
	凶器準備集合.....	凶器準備集合罪，凶器準備結集罪
	暴 行.....	暴行罪
窃盗犯	傷 害.....	傷害罪，傷害致死罪，現場助勢罪
	脅 迫.....	脅迫罪，強要罪
	恐 喝.....	恐喝罪
窃 盗.....	窃盗罪	

（ 続 く ）

知能犯	詐欺.....	詐欺罪・準詐欺罪
	横領.....	横領罪，業務上横領罪，
	偽造.....	通貨偽造罪，文書偽造罪，支払用カード偽造罪，有価証券偽造罪，印章偽造罪
	汚職.....	賄賂罪（収賄罪・贈賄罪），職権濫用罪（致死傷を含む。）
	あっせん利得処罰法.....	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律に規定する罪
風俗犯	背任.....	背任罪
	賭博.....	普通賭博罪，常習賭博罪，賭博開帳等罪
	わいせつ.....	強制わいせつ罪（致死傷を含む。），公然わいせつ罪，わいせつ物頒布等罪
その他—上記以外の罪種		

注意事項 犯罪統計書での件数の計上方法などは，次のとおりである。

- 1 件数は，原則として被疑者の行為数によって計上している。
ただし，1人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは，包括1件とする等の計上方法を行っている。
- 2 人員は，同一人が数罪を犯し，又は数人が数罪を犯した場合は，法定刑の最も重い罪（法定刑が同じときは主たる罪）につき1人又は数人として計上している。
- 3 予備罪等の一定の犯罪については，下記の計上方法をとっている。
 - (1) 未遂罪及び予備罪は，殺人予備罪を除き，それぞれの既遂の罪に含めている。
 - (2) 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第2条，第3条及び第4条に規定する罪は，その行為態様に応じ強盗又は窃盗の罪に含めている。
 - (3) 暴力行為等処罰ニ関スル法律第1条，第1条ノ2及び第1条ノ3に規定する罪は，その行為態様に応じ暴行，傷害，脅迫又は器物損壊の罪に含めている。

調査名又は報告書名 犯罪統計書

機関名 警察庁刑事局刑事企画課

統計調査等の参照番号 58

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4202	刑法犯検挙件数	件	暦年計
K420201	凶悪犯検挙件数		
K420202	粗暴犯検挙件数		
K420203	窃盗犯検挙件数		
K420204	知能犯検挙件数		
K420205	風俗犯検挙件数	人	
K4203	刑法犯検挙人員		
K420301	凶悪犯検挙人員		
K420302	粗暴犯検挙人員		
K420303	窃盗犯検挙人員		
K420304	知能犯検挙人員		
K420305	風俗犯検挙人員		
K4204	少年刑法犯検挙人員		
K420401	少年凶悪犯検挙人員		
K420402	少年粗暴犯検挙人員		
K420403	少年窃盗犯検挙人員		
K420404	少年知能犯検挙人員		
K420405	少年風俗犯検挙人員		

定 義 ここでいう刑法犯検挙件数，刑法犯検挙人員及び少年刑法犯検挙人員は，それぞれ犯罪統計書にいう刑法犯総数（交通業過を除く）の「検挙件数」，「検挙人員」及び検挙人員のうち「犯罪少年」をさす。これらは，刑法犯の検挙件数及び検挙人員から，道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪，危険運転致死分を除いたものである。

ここで，検挙件数とは，犯罪について被疑者を特定し，送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げた事件の数をいう。

なお，この件数には，刑法犯として認知され，既に統計上計上されている事件であって，これを捜査した結果，刑事責任無能力者の行為であること，基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件，処罰条件を欠くことが確認された「解決事件（件数）」を含んでいる。

また，刑法犯検挙人員とは，警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

ただし，この人員には，解決事件に係る被疑者は含まれていない。

この刑法犯検挙人員のうち，検挙時の年齢が14歳以上20歳未満の者の人員が少年刑法犯検挙人員である。

ここでは，包括罪種別の検挙件数，検挙人員及び少年検挙人員も収集対象としている。

（ 続 く ）

参考事項 刑法犯及び包括罪種の定義についてはK4201（543ページ）を，また，具体的な区分，項目符号などは上巻の基礎データ項目一覧の90ページを，それぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 犯罪統計書

機 関 名 警察庁刑事局刑事企画課

統計調査等の参照番号 58

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4301	特別法犯送致件数	件	暦年計
K4302	特別法犯送致人員	人	
K4303	覚せい剤取締送致件数	件	
K4304	覚せい剤取締送致人員	人	

定 義 ここでいう特別法犯の送致件数及び送致人員とは、犯罪統計書にいう「送致件数、送致人員」をさす。この件数及び人員は、特別法犯の件数及び人員から道路交通法、道路運送車両法、自動車損害賠償保障法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律による犯罪分を除いたものである。

なお、特別法犯とは、刑法犯を除くすべての犯罪（条例に規定するものを含む。）をいう。

ここで送致件数及び送致人員とは、特別法犯において、警察で事件を送致・送付した件数及び被疑者数をいう。

参考事項 刑法犯については、K4201（543ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 犯罪統計書

機 関 名 警察庁刑事局刑事企画課

統計調査等の参照番号 58

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4305 K4306	売春関係事犯の送致件数 売春関係事犯の送致人員	件 人	暦年計

定 義 売春関係事犯の送致件数及び人員とは、犯罪統計書にいう売春関係事犯の送致件数及び送致人員をさす。また、送致件数・送致人員とは、特別法犯において警察で事件を送致・送付した件数・被疑者の数をいう。

「売春事犯」とは、売春防止法違反事件並びに売春を助長する行為、売春に介入して利益を得る行為等売春に関して犯した事犯であって「児童福祉法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「労働基準法」及び「職業安定法」の各違反事件に該当するものをいう。

注意事項 北海道については、札幌・函館・旭川・釧路・北見の数値を合算する。

調査名又は報告書名 犯罪統計書

機 関 名 警察庁刑事局刑事企画課

統計調査等の参照番号 58

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4307 K4308	人権侵犯事件の手続開始件数 人権侵犯事件の処理件数	件	暦年計

定 義 人権侵犯事件の手続開始とは，民事・訟務・人権統計年報 にいう人権侵犯事件の新規手続開始件数と旧受件数を加えた手続開始総数をさし，処理件数とは，民事・訴訟・人権統計年報 にいう人権侵犯事件の処理件数をさす。

注意事項

- 1 手続開始・処理件数は，全国の法務局及び地方法務局で取り扱った件数である。
- 2 北海道については，札幌・函館・旭川・釧路の数値を合算する。

調査名又は報告書名 民事・訟務・人権統計年報

機 関 名 法務省大臣官房司法法制部司法法制課

統計調査等の参照番号 108

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4309	人権相談件数	件	暦年計

定 義 人権相談とは，人権問題に関して国民の相談に応じ，その過程で必要な措置を採ることにより，国民に保障されている基本的人権を擁護し，併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする活動をいう。

注意事項

- 1 人権相談件数は，全国の法務局及び地方法務局並びにその支局の職員並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談件数である。
- 2 北海道については，札幌・函館・旭川・釧路の数値を合算する。
- 3 平成13年度より見直しが行なわれ，民事の中の不動産登記の件数が除外された。よって，平成12年度のデータには，「不動産登記の相談件数」が含まれている。

調査名又は報告書名 民事・訟務・人権統計年報

機 関 名 法務省大臣官房司法法制部司法法制課

統計調査等の参照番号 108

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4401	道路交通法違反検挙総件数 (告知・送致)	件	暦年計

定 義

1 道路交通法違反検挙総件数とは、犯罪統計書にいう「道路交通法違反検挙(告知・送致)総件数」をさす。この件数は、違反態様別の「反則事件告知件数」と「非反則事件送致件数」を合計したものであり、また、次に示す違反種別の件数を合計したものである。

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| (1) 無免許 | (2) 酒酔い | (3) 酒気帯び |
| (4) 最高速度 | (5) 信号無視 | (6) 通行禁止 |
| (7) 通行区分 | (8) 追越 | (9) 割込 |
| (10) 踏切不停止等 | (11) 右左折方法 | (12) 歩行者妨害 |
| (13) 徐行 | (14) 一時・停止 | (15) 駐停車 |
| (16) 無灯火 | (17) 定員外乗車 | (18) 積載 |
| (19) 整備不良 | (20) 免許証不携帯 | (21) その他 |

2 反則告知件数とは、「道路交通法違反反則告知件数」をさす。これは交通反則通告制度の適用を受けた件数をいう。

この制度は、自動車、原動機付自転車などの運転者のした違反行為のうち、比較的軽いものについては、警察で送致・送付せずに一定期間内に郵便局又は銀行に定額の反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理される制度である。もし、反則金を納めなかったときは、刑事裁判か家庭裁判所の審判を受けることとなる。

調査名又は報告書名 犯罪統計書

機 関 名 警察庁刑事局刑事企画課

統計調査等の参照番号 58

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4402	交通関係業過事件件数	件	暦年計
K4403	交通関係業過事件少年件数	件	
K4404	交通関係業過事件人員	人	

定 義

- 1 交通関係業過事件の件数及び人員とは、犯罪統計書にいう「交通関係業過事件送致件数及び人員（総数）」をさす。これらの件数及び人員は、それぞれ道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷罪、重過失致死傷罪、危険運転致死傷罪を合計したものである。
- 2 交通関係業過事件少年件数とは、犯罪統計書にいう「交通関係業過事件送致件数（総数）のうちの少年件数」をさす。これは送致件数（総数）のうち、14歳以上20歳未満の者の件数である。

調査名又は報告書名 犯罪統計書

機 関 名 警察庁刑事局刑事企画課

統計調査等の参照番号 58

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4501	触法少年補導人員	人	暦年計

定 義 触法少年補導人員とは、犯罪統計書にいう「触法少年補導人員総数(交通業過を除く)」をさす。

この補導人員は、警察において触法少年として補導された人員である。

なお、触法少年とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年であり、これらの少年のうち、保護者がいないか保護者に監護させることが不適当と認められる者については児童相談所に通告し、これ以外の少年については保護者に適切な助言を行うなどの措置が講じられている。

調査名又は報告書名 犯罪統計書

機 関 名 警察庁刑事局刑事企画課

統計調査等の参照番号 58

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4502	少年保護事件受理人員	人	暦年計

定 義 少年保護事件受理人員とは、司法統計年報にいう少年保護事件の新受人員をさす。また、少年保護事件は、一般保護事件と道路交通保護事件とに分けられている。

注意事項 北海道については、札幌高等裁判所管内の札幌・函館・旭川・釧路の数値を合算する。

調査名又は報告書名 司法統計年報 4 少年編

機 関 名 最高裁判所事務総局総務局

統計調査等の参照番号 110

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4601 K460101	家出人受理人員 家出人受理人員（家庭的要因による家出人）	人	暦年計

定 義 ここでいう家出人受理人員とは、警察白書などにいう「家出人の数」をさす。

この家出人は、生活の本拠を離れてその所在が明らかでない者で、実際に警察に捜索願が出された者をいう。

家出を要因別に分けると、本人の自発的意思に基づくものと事故や誘拐など自発的意思に基づかないものとに分けられる。

ここでは、家出人の総数と自発的意思に基づくもののうち、家庭的要因による家出人を収集対象としている。

調査名又は報告書名 警察白書，家出の概要資料

機 関 名 警察庁長官官房総務課，警察庁生活安全局地域課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4701 K4702	民事事件件数 行政事件件数	件	暦年計

定 義 ここでいう民事・行政事件件数とは，司法統計年報にいう民事・行政事件の新受事件数をさす。民事事件とは，民事に関する事件のうち，行政事件を除いたものをいい，行政事件とは，行政事件訴訟法第 2 条所定の抗告訴訟，当事者訴訟，民衆訴訟，機関訴訟等をいう。

注意事項 北海道については，札幌高等裁判所管内の札幌・函館・旭川・釧路の数値を合算する。

調査名又は報告書名 司法統計年報 1 民事・行政編

機 関 名 最高裁判所事務総局総務局

統計調査等の参照番号 110

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4703 K470301	家事事件件数（総数） 家事事件件数（調停）	件	暦年計

定 義 ここでいう家事事件件数とは、司法統計年報にいう家事事件の新受事件数をさし、家事事件は、家事に関する審判事件、調停事件、共助事件及び雑事件をいう。

注意事項 北海道については、札幌高等裁判所管内の札幌・函館・旭川・釧路の数値を合算する。

調査名又は報告書名 司法統計年報 3 家事編

機 関 名 最高裁判所事務総局総務局

統計調査等の参照番号 110

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4801 K4802	出入国管理及び難民認定法の送致件数 出入国管理及び難民認定法の送致人員	件 人	暦年計

定 義 出入国管理及び難民認定法の送致件数及び人員とは、犯罪統計書にいう出入国管理及び難民認定法の件数及び人員をさす。送致件数及び人員とは、特別法において警察で事件を送致・送付した件数・被疑者の数をいう。

注意事項 北海道については、札幌・函館・旭川・釧路・北見の数値を合算する。

調査名又は報告書名 犯罪統計書
機 関 名 警察庁刑事局刑事企画課
統計調査等の参照番号 58

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K4803 K480301 K480302	外国人被疑事件受理人員 外国人被疑事件既済人員 外国人被疑事件未済人員	人	暦年計

定 義 外国人被疑事件受理人員，既済人員及び未済人員とは，検察統計年報にいう外国人被疑事件の受理，既済及び未済の人員をさす。

外国人被疑事件とは，検察庁において取り扱う外国人が被疑者である事件をいい，無国籍（いずれの国の国籍も有しないことが明らかな者）の被疑者の事件を含み，国籍不詳（いずれの国の国籍を有するかどうか明らかでない者）の被疑者の事件を含まない。

ここでいう受理，既済及び未済とは，検察庁において調査期間中に事件を受理し，事件の処理が既済となったもの又は既済とならなかったものをいい，受理及び未済については，事件を受理したときの被疑者の罪名が，既済については，事件の処理が既済となったときの被疑者の罪名が，それぞれ自動車等による業務上(重)過失致死傷及び交通法違反であるものを除いたものである。

注意事項

- 1 自動車等による業務上(重)過失致死傷とは，自動車又は原動機付自動車による交通犯罪であって，その罪名が刑法第211条第1項の「業務上過失傷害」，「業務上過失致死」，「重過失傷害」又は「重過失致死」に係るものをいい，道路交通法違反とは，「道路交通法」及び「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に係る違反をいう。
- 2 北海道については，札幌・函館・旭川・釧路の数値を合算する。

調査名又は報告書名 検察統計年報

機 関 名 法務省大臣官房司法法制部司法法制課

統計調査等の参照番号 109

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K5101 K5102	建物被害床上浸水 建物被害床下浸水	戸	暦年計

定 義 上記建物被害の床上浸水及び床下浸水とは、災害年報にいう「建物被害床上浸水」及び「建物被害床下浸水」をさす。この建物被害床上浸水とは、自然災害により、人が起居に必要な床上以上に浸水し、日常の生活を営むことができない状態の住家をいい、また、建物被害床下浸水とは、自然災害により、床上浸水の程度に至らないが、住居内の土間等に浸水した状態の住家をいう。

なお、自然災害とは、いわゆる自然災害といわれる災害のうち、台風、大雨、強風、高潮、地震（噴火を含む。）及び津波により発生する災害をいう。

調査名又は報告書名 災害年報

機 関 名 警察庁警備局警備課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K5103 K5104	自然災害によるり災世帯数 自然災害によるり災者数	世帯 人	暦年計

定 義 自然災害によるり災世帯数及びり災者数とは、災害年報にいう「り災世帯数」及び「り災者概数」をさす。このり災世帯は、自然災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった世帯をいう。これを例示するとおおむね次のとおりである。

全壊，半壊，流失，全焼，半焼，床上浸水により被害を受けた世帯
船舶の沈没，流失又は破損の場合の当該船舶による水上生活者の世帯
また，り災者は，自然災害により通常の生活を維持することができなくなった者をいう。これを例示するとおおむね次のとおりである。
死者，負傷者，行方不明者
り災世帯の者

参考事項 自然災害の範囲は，K5101（560ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 災害年報

機 関 名 警察庁警備局警備課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K5105	自然災害発生箇所数	(箇所)	暦年計
K5106	道路損壊箇所数	箇所	
K5107	橋りょう流失箇所数	箇所	
K5108	堤防決壊箇所数	箇所	
K5109	山・崖崩れ箇所数	箇所	

定 義 道路損壊，橋りょう流失，堤防決壊，山・崖崩れの箇所数は，それぞれ災害年報にいう道路損壊，橋りょう流失，堤防決壊，山・崖崩れの箇所数をさす。またここにいう自然災害発生箇所数は上記の道路損壊から山・崖崩れまでの箇所数を合計したものをさす。

1 道路損壊箇所

自然災害により，村道以上で自動車の通行が不能となった程度以上の損壊の生じた箇所をいう。

2 橋りょう流失箇所

自然災害により，村道以上の道路に架設した橋りょうの流失した箇所をいう。

3 堤防決壊箇所

自然災害により河川，灌漑池等の決壊した箇所をいう。

ただし，溜池，灌漑用水路の堤防は，その決壊によって特に重大な被害を伴わないものは除いている。

4 山・崖崩れ箇所

自然災害による山・崖崩れによって復旧工事を必要とするものをいう。

参考事項 自然災害の範囲は，K5101（560ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 災害年報

機 関 名 警察庁警備局警備課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K5110 K5111	地すべり危険箇所数 急傾斜地崩壊危険箇所数	箇所	3月31日

定 義 地すべり危険箇所とは、地すべりの発生するおそれのある箇所で、
「地すべり等防止法」第51条に基づく国土交通大臣の所管になりうるものである。

急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼすおそれのある箇所(以下の箇所)

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

被害想定区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

参考事項

参照法令

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)(抄)

(地すべり防止区域の指定)

第3条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これらを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

(主務大臣等)

第51条 地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 砂防法第二条の規定により指定された土地(これに準ずべき土地を含む。)の存する地すべり地域又はばた山に関しては、国土交通大臣
(以下省略)

(続く)

調査名又は報告書名 砂防便覧，「砂防情報室 国土の実態」；国土交通省河川局ホームページ

機 関 名 国土交通省河川局砂防部砂防計画課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K5112	災害被害額	百万円	暦年計

定 義 ここでいう災害被害額とは、「災害」における被害額のうち、公立文教、農業水産業、公共土木等の公共施設の被害額と農林水産業施設以外の農業、林産、畜産、水産、商工被害額及び建物以外の商工被害の合計額である。また、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものであり、おおむね次のようなものをさす。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (3) 災害が当初は軽微であつても、2 都道府県以上にまたがるもので、1 の都道府県における被害は軽微であつても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

調査名又は報告書名 消防白書

機 関 名 総務省消防庁

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K6101	公害苦情受付件数	件	年度計
K610101	公害苦情新規受付件数		
K610102	公害苦情前年度繰越受付件数		
K6102	公害苦情処理件数		
K610201	公害苦情直接処理件数		
K610202	公害苦情翌年度繰越処理件数		
K610203	公害苦情他へ移送の件数		
K610204	公害苦情その他の処理件数		

定 義 上記の各苦情件数とは、公害苦情調査結果報告書にいう「受付件数」及び「処理件数」をさす。これらの受付（処理）件数は、「公害に関する苦情」として、当年度中に本庁，出先機関及び附属機関で受付（処理）した件数である。

同報告書では、受付件数及び処理件数を次のように区分しているが、ここでは、それらの内訳項目（１の(1)～(2)，２の(1)～(4)）の件数も収集対象としている。

１ 受付件数の区分

(1) 新規受付

当該年度の期間中に、公害苦情相談窓口で新たに受け付けたもの及び他から移送されたものをいう。

他から移送とは、次の場合をいう。

警察から

警察が受け付けた苦情で、その処理について移送されてきたものをいう。

国等の機関から

各省庁，その地方支部局及び特別の機関など国の行政機関並びに特殊法人及び公共企業体から移送されてきたものをいう。

なお，窓口で受け付けたが県又は他の市町村に移送した場合，便宜的に受付台帳に記載しても調査の対象とせず，移送先の県・市町村での新規受付として取り扱っている。

また，同一発生源の苦情は新規として受け付けない（公害の種類が違う場合は最初に受け付けた調査票に追加記入している。）。

(2) 前年度から繰越

前年度以前に受付した苦情で処理が完結せず，当年度において引き続き処理すべき苦情として持ち越された件数をいう。

（ 続 く ）

2 処理件数の区分

(1) 直接処理

当年度中に処理した件数をいう。

なお、「直接処理」とは、次の場合をいう。

加害行為又は被害の原因がなくなったとき

申立人が当局の措置又は説明（教示）に納得したとき

当局の措置後3か月が経過し、申立人から再度の申立てがないとき

なお、その後同一苦情があった場合、新規として受け付ける

当事者間に和解が成立したとき

当事者が提訴、調停等の申請手続を採ったとき

その他苦情が解消したと認められるとき

ただし、原因又は加害行為をした者が不明の場合は、その他に記入。

(2) 他へ移送

警察へ

国等の機関へ

(3) 翌年度へ繰越

当年度末において処理が完結しておらず、次年度に引き続き処理すべき苦情として持ち越された件数をいう。

(4) そ の 他

原因又は加害行為をした者が不明のとき

申立人が当局の措置又は説明（教示）を納得しないが、他に苦情を解決する方法がないとき

申立人が管轄区域外に転居したとき

上記(1)直接処理、(2)他へ移送、(3)翌年度へ繰越のいずれにも該当しないとき

注意事項

- 1 公害苦情調査は、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき実施してきた「公害苦情件数調査」と「地方公共団体における公害苦情処理状況」調査を、平成6年度に一本化したものである。そのため、以下の理由により、平成6年度以降のデータは、平成5年度以前とは直接比較できない場合がある。

調査方法が集計表回収方式から苦情1件につき1枚の調査票を作成し回収集計する個票集計方式に変更となった。

典型7公害以外の苦情について整理し、「車両の搬出入」、「路上駐車」、「放置自転車」及び「動物による咬傷又はその危険性」に対する苦情については調査の対象外とした。また、公害の発生源の分類を、原則として日本標準産業分類によることとした。

（続く）

「地方公共団体における公害苦情処理状況」調査については、抽出調査から全数調査に変更し、前年度以前に受け付けられ、当該年度に処理された苦情についても調査の対象に含めることとした。また、典型7公害以外の苦情が公害苦情相談窓口以外で処理された場合は、調査票への回答記入の際、一部項目の記入を省略できることとした。

2 「K610101 公害等苦情新規受付件数」においては、平成15年度以前のデータには他から移送の件数は含まれていない。他から移送の件数は「K610103 公害苦情他から移送の件数」として、平成15年度まで収集している。

参考事項

1 公害をめぐる紛争の前段階としての公害に関する苦情は、公害行政に対する要望、陳情の形をとるものと私的紛争の解決についての協力要請の形をとるものの二つに大別できる。

これらの公害苦情に対し、公害紛争処理法第49条で地方公共団体は規制権の有無等にかかわらず、積極的にこれに取り組むべきことを明記している。

2 公害の定義はK6103（569ページ）を、また、受付件数及び処理件数の内訳項目の項目符号などは上巻の基礎データ項目一覧の91ページを、それぞれ参照のこと。

3 参照法令

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）（抄）

（苦情の処理）

第49条 地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

2 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、公害に関する苦情について、次に掲げる事務を行わせるため、公害苦情相談員を置くことができる。

一 住民の相談に応ずること。

二 苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他苦情の処理のために必要な事務を行うこと。

調査名又は報告書名 公害苦情調査結果報告書

機関名 公害等調整委員会事務局総務課

統計調査等の参照番号 60

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K6103	公害苦情件数(典型 7 公害)	件	年度計
K610301	公害苦情件数(大気汚染)		
K610302	公害苦情件数(水質汚濁)		
K610303	公害苦情件数(土壌汚染)		
K610304	公害苦情件数(騒音)		
K610305	公害苦情件数(振動)		
K610306	公害苦情件数(地盤沈下)		
K610307	公害苦情件数(悪臭)		

定 義 上記の各苦情件数とは，公害苦情調査結果報告書にいう新規受付件数の中の「典型 7 公害」の苦情件数をさす。

典型 7 公害とは，環境基本法第 2 条第 3 項に定める公害をいう。

ここでは，典型 7 公害について，その各公害による苦情件数も収集対象としている。

参考事項

1 公害苦情の定義及び件数の計上方法並びに新規受付件数については，K6101（566ページ）を，また，典型 7 公害ごとの項目符号などは上巻の基礎データ項目一覧の92ページを，それぞれ参照のこと。

2 参照法令

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において「公害」とは，環境基本法（平成 5 年法律第 91号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。

環境基本法（平成 5 年法律第91号）（抄）

（定義）

第 2 条

3 この法律において「公害」とは，環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第16条第 1 項を除き，以下同じ。），土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって，人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

調査名又は報告書名 公害苦情調査結果報告書

機 関 名 公害等調整委員会事務局総務課

統計調査等の参照番号 60

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K6104	公害苦情処理担当職員数	人	3月31日
K610410	公害苦情相談員数		
K610411	公害苦情相談員数（専任）		
K610412	公害苦情相談員数（兼任）		
K610420	その他の公害苦情処理担当職員数		

定 義 公害苦情処理担当職員数とは、公害苦情調査結果報告書にいう「公害苦情処理を担当する職員数」をさす。この職員は、現に苦情の処理に関する事務に従事している者あるいは苦情を受付した場合に、その処理に関する事務に従事することとなる者で、「公害苦情相談員」と「その他の職員」から成る。

公害苦情相談員は、公害紛争処理法第49条第2項に基づき公害苦情相談員に任命（指定）された者である。

ここでは、専任、兼任別の公害苦情相談員も収集対象としている。

なお、専任の公害苦情相談員とは、主として苦情処理に関する事務に従事し、年間業務量の半分以上がこの苦情処理に携わっている者をいう。

その他の職員は、公害苦情相談員以外で、公害苦情処理を担当している者である。

参考事項 公害紛争処理法第49条は、K6101（566ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 公害苦情調査結果報告書

機 関 名 公害等調整委員会事務局総務課

統計調査等の参照番号 60

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K610501	ばい煙発生施設数	施設	3月31日

定 義 ばい煙発生施設数とは、大気汚染防止法施行状況にいう年度末現在のばい煙発生施設届出施設数、年度末における電気事業法に規定する電気工作物・ガス事業法に規定するガス工作物・鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設たるばい煙発生施設数を合計したものをさす。

調査名又は報告書名 大気汚染防止法施行状況

機 関 名 環境省環境管理局大気環境課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K610502	一般粉じん発生施設数	施設	3月31日

定 義 一般粉じん発生施設数とは、大気汚染防止法施行状況にいう年度末現在の一般粉じん発生施設届出施設数、年度末における電気事業法に規定する電気工作物・ガス事業法に規定するガス工作物・鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設たる一般粉じん発生施設数を合計したものをさす。

調査名又は報告書名 大気汚染防止法施行状況

機 関 名 環境省環境管理局大気環境課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K610503	特定粉じん発生施設数	施設	3月31日

定 義 特定粉じん発生施設数とは、大気汚染防止法施行状況にいう年度末現在の特定粉じん発生施設届出施設数、年度末における電気事業法に規定する電気工作物・ガス事業法に規定するガス工作物・鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設たる特定粉じん発生施設数を合計したものをさす。

調査名又は報告書名 大気汚染防止法施行状況

機 関 名 環境省環境管理局大気環境課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K6106	水質汚濁防止法上の特定事業場数	所	3月31日

定 義 水質汚濁防止法上の特定事業場数とは、水質汚濁防止法等の施行状況にいう、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき届出又は許可（ダイオキシンに係るものを除く。）のあった特定施設を設置する工場、事業場の数をさす。

参考事項 水質汚濁防止法においては、公共用水域へ有害物質等を含む污水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する工場又は事業場（特定事業場）に対して排水規制を行うとともに、有害物質使用特定事業場から有害物質を含む地下浸透水を浸透させることを禁止している。また、特定事業場から公共用水域に水を排出する者や特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置に際して、所定の事項を都道府県知事（一部の市においては市長）に届け出ることとされている。

なお、瀬戸内海関係13府県の区域（一部を除く。）においては、特定施設（排水の1日当たりの最大量が50立方メートル未満である工場又は事業場に設置されているもの等を除く。）の設置に際して、当該特定施設を設置する特定事業場から公共用水域に水を排出する者は、瀬戸内海環境保全特別設置法に基づき、府県知事（一部の市においては市長）の許可を受けることとされている。

調査名又は報告書名 水質汚濁防止法等の施行状況

機 関 名 環境省環境管理局水環境部水環境管理課

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K7	生命保険	—	—

定 義 生命保険とは、被保険者の死亡又は年齢に達するまで生存したことを条件として一定の金額を支払う保険であり、保険業法に基づき生命保険会社を取り扱う生命保険（以下、本体系では「民間生命保険」という。）と、簡易生命保険法に基づき総務省が管掌する簡易生命保険とに大別できる。

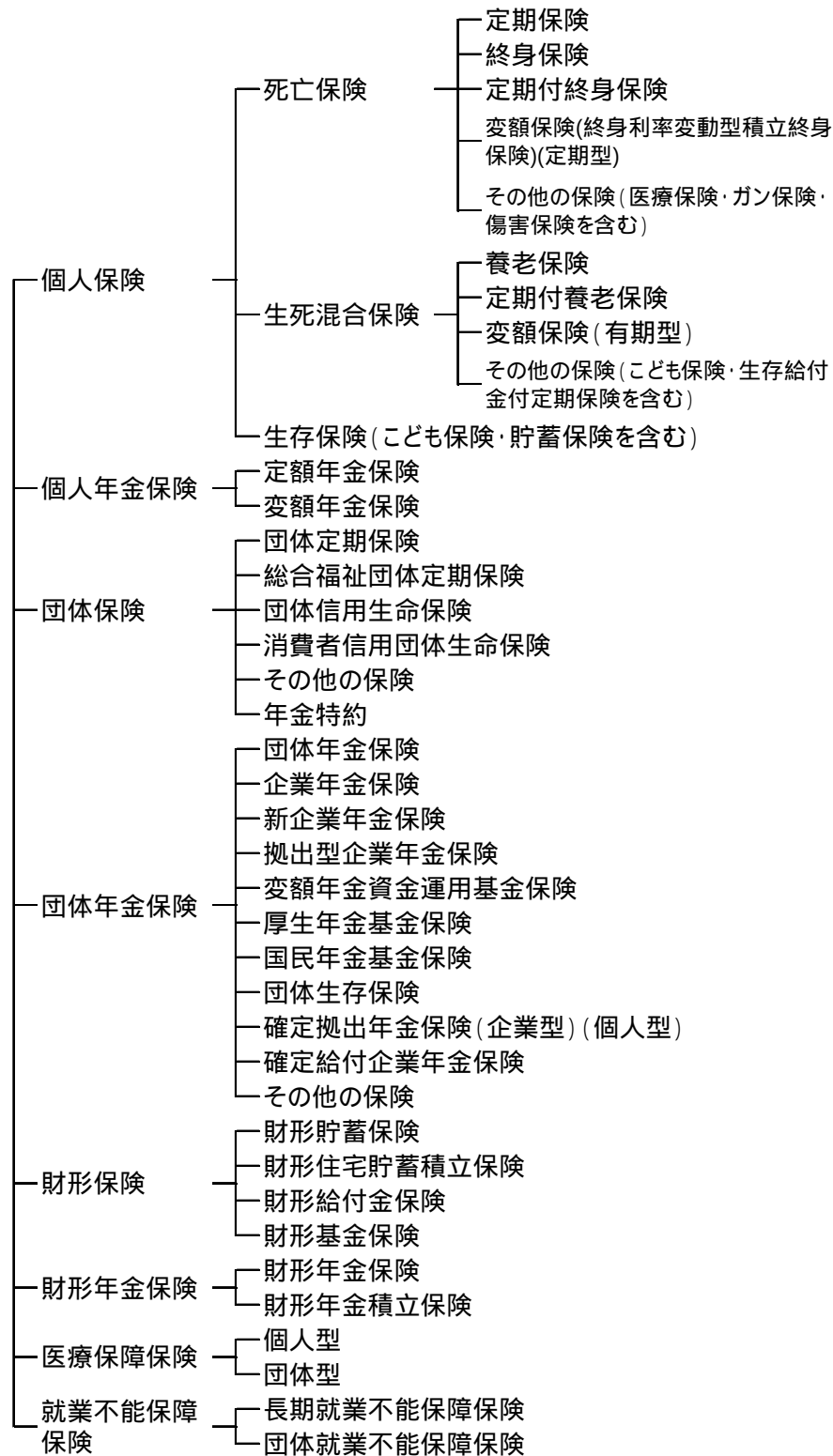
民間生命保険は、保険業法第3条に基づいて内閣総理大臣の免許を受けた内国会社及び同法第185条に基づいて内閣総理大臣の免許を受けた外国生命保険会社によって事業が営まれており、被保険者の遺族のための死亡保障とともに生活の安定や充足のための貯蓄の機能を持つもの、老後の生活保障としての年金、病気やケガによる医療費に備えるものなど保険の種類が多岐にわたって存在する。

簡易生命保険は、簡易生命保険法により国が行う任意の生命保険制度であり、営利を目的とせず、国民に簡易に利用できる生命保険を確実な経営によりなるべく安い保険料で提供し、これにより、国民の福祉の増進を図ることなどを目的として大正5年から始められた。

この保険の種類には、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付養老保険及び夫婦年金保険付家族保険があり、また、財形貯蓄保険以外の保険契約に付加することのできる簡易生命保険特約がある。

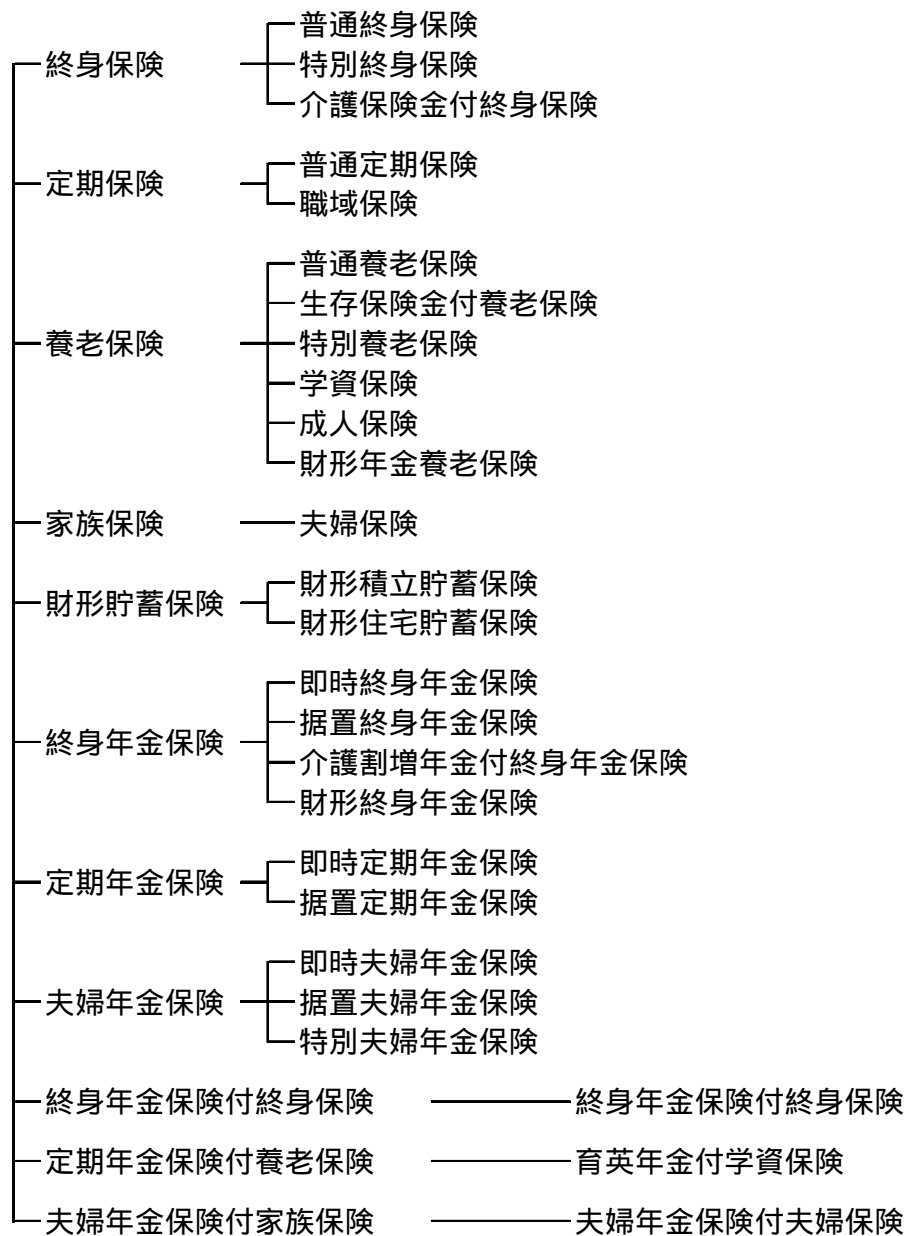
（ 続 く ）

・ 民間生命保険の種類



(続く)

・ 簡易生命保険の種類



項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K7101	民間生命保険新契約件数	件	年度計
K7102	民間生命保険新契約件数 (個人契約分)	件	
K7103	民間生命保険新契約保険金額	千円	
K7104	民間生命保険新契約保険金額 (個人契約分)	千円	

定 義

- 1 ここでは新契約件数とは、生命保険事業概況にいう「新契約件数」をさす。これは個人保険の件数と団体保険の被保険者数を合計したものである。この新契約件数は当該年度間に保険会社と新たに契約した件数をいう。
- 2 ここでは新契約保険金額とは、上記1の新契約件数に係る保険金額で、被保険者が死亡した場合や一定条件まで生存した場合に保険会社から支払われる金額をいう。

注意事項 生命保険事業概況での都道府県別の計数は、原則として個人契約については被保険者の居住地でとらえ、団体契約にあつては契約団体の所在地でとらえている。

参考事項 民間生命保険の種類は、K7（575ページ）を参照のこと。

調査名又は報告書名 生命保険事業概況

機 関 名 生命保険協会

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K7105	民間生命保険保有契約件数	件	3月31日
K7106	民間生命保険保有契約件数 (個人契約分)	件	
K7107	民間生命保険保有契約保険金額	千円	
K7108	民間生命保険保有契約保険金額 (個人契約分)	千円	

定 義

- 1 ここではいう保有契約件数とは、生命保険事業概況にいう「保有契約件数」をさす。これは個人保険の件数と団体保険の被保険者数を合計したものである。この保有契約件数は、年度末現在の保険契約件数をいう。
- 2 ここではいう保有契約保険金額とは、上記1の保有契約件数に係る保険金額で、被保険者の死亡した場合や一定条件まで生存した場合に保険会社から支払われる金額をいう。

参考事項 民間生命保険の種類はK7(575ページ)を、生命保険事業概況での対象とする保険及び都道府県別計数の計上方法はK7101(578ページ)を、それぞれ参照のこと。

調査名又は報告書名 生命保険事業概況

機 関 名 生命保険協会

項目符号	項 目 名	単 位	時点又は期間
K7201	簡易生命保険新契約件数	件	年度計
K7202	簡易生命保険新契約保険金額	百万円	年度計
K7203	簡易生命保険保有契約件数	件	3月31日
K7204	簡易生命保険保有契約保険金額	千円	3月31日

定 義

1 新契約件数とは、簡易生命保険法、同法に基づく命令及び簡易生命保険約款に基づき当該年度間に新たに契約した件数であり、同法第8条及び第17条にいう「終身保険」、「定期保険」、「養老保険」、「家族保険」、「財形貯蓄保険」、「終身年金保険付終身保険」、「定期年金保険付養老保険」及び「夫婦年金保険付家族保険」を合計したものである。

なお、新契約件数には契約申込みを撤回したものは含まれていない。

2 新契約保険金額とは、上記1の新契約件数に係る保険金額で、これは、保険契約者又は第三者の生死について保険金を支払うことを約して締結した簡易生命保険契約に基づき国から支払われることになっている金額である。

3 保有契約件数とは、簡易生命保険法、同法に基づく命令及び簡易生命保険約款に基づき契約した当該年度末現在の契約件数で、同法第8条及び第17条にいう、「終身保険」、「定期保険」、「養老保険」、「家族保険」、「財形貯蓄保険」、「終身年金保険付終身保険」、「定期年金保険付養老保険」及び「夫婦年金保険付家族保険」を合計したものである。

4 保有契約保険金額とは、上記3の保有契約件数に係る保険金額をいう。

注意事項

1 都道府県別の計数は、新契約にあつては契約の申込みを受け付けた郵便局の都道府県により、新契約以外にあつては契約を受け持っている郵便局の都道府県により、それぞれ計上されている。

2 全国計は昭和24年5月以前契約分を含んでいるため、都道府県分を足上げたものとは一致しない。

調査名又は報告書名 日本郵政公社統計データ（簡易保険編）；日本郵政公社ホームページ

機 関 名 日本郵政公社簡易保険事業本部財務部